

安全保障理事会議長声明

「国際の平和および安全の維持」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年11月19日に開催された、安全保障理事会の第6865回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を發した。

安全保障理事会は、国際連合憲章に従った、国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認し、また海賊の撲滅における国家の主要な責任を認識する。

安全保障理事会は、海賊および海上武装強盗が、国際航行、商業海洋経路の安全および関係地域における国家の安全と経済発展並びに人質として取ることを通したものを含む船乗りおよび他の人々の安全と福祉に与える脅威そして海賊および海賊や海上武装強盗に関係した人々により用いられた暴力が増えていることを、深く懸念し続けている。安全保障理事会は、人質を取ることおよび人質に対する暴力の使用を最も強い文言で非難し、また国家に対し、早期の人質の解放を確実にするため、適切な場合には、情報および機密情報の共有を通したものを含む、協力もすることを求める。

安全保障理事会は、関係国の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の尊重を再確認する。

安全保障理事会は、海賊および海上武装強盗並びにそれと関連する違法活動の永続的撲滅のため、海賊を抑圧しまたその根本的な原因に取り組むための国際社会の包括的対応の必要性を強調する。

安全保障理事会は、全ての国家、国際海事機関、国際労働機関および他の関連する国際機構や機関に対し、ハイジャックを防止するための措置、医学的支援と他の人道支援の提供を通したその監禁期間中並びに事件後のケアと社会への再統合を含む監禁から解放された後の双方での海賊の犠牲者である船乗りの利益と福祉を保護するための措置、を採用しまたは、適切な場合には、勧告することを招請し、そしてこれに関連して、国際連合—UNPOSとUNODCにより策定された人質支援計画についての提案に留意する。

安全保障理事会は、1982年12月10日の海洋法に関する国際連合条約に反映された国際法、とりわ

けその第 100 条から 107 条が、海賊および海上武装強盗並びに他の海洋活動と闘うための適用可能な法的枠組を規定していることを再確認した国家に対し、同条約に一致した他の関連する国際文書もまた考慮しつつ、資金提供や海賊行為を助長することを含む、海賊行為を行ったと申し立てられている者の逮捕および起訴を、国際法に従って、促進するため、自国の国内法の下で適切な措置を講じることを求める。

安全保障理事会は、国際人権法を含む適用可能な国際法に一致して、国家、とりわけ関係国が、その国内法の下で海賊を犯罪者として扱い、疑われている者の起訴および有罪と宣告された海賊や海賊を助長した者また陸上で金を出した者の投獄をすすんで考慮するという、安保理の呼びかけをくり返し表明する。

安全保障理事会は、国家および国際機構並びに民間部門に対し、海賊に疑われている者の起訴および有罪とされた者の投獄を効果的に確保するためのものを含む、対海賊法執行過程のため、証拠、情報および適切な場合には機密情報を、共有することを促し、またこれに関連して既存のまた将来の活動を奨励する。

安全保障理事会は、増加した国内の、二国間のそして多数国間の活動並びに地域的な協力制度を通じた効果的な海賊対策措置が、異なった地域における多くの海賊が関連した攻撃の成功を実質的に削減することを導いてきたという事実を歓迎し、また陸上での条件が海上での海賊行為に資する限りこれらの成果は可逆的なので、これらの海賊対策措置の継続的取組の必要性を認識する。

安全保障理事会は、海賊および海上武装強盗の行為に責任を有する者の起訴および有罪とされた者の投獄を通じたものを含む、海賊および海上武装強盗に対抗する関係国の能力を強化する二国間の資金提供者および地域的や国際的な機構により行われた取組を含む、海賊を抑圧するための継続的な取組に対して行われた約束を歓迎し、またこの関連で、ソマリア沖海賊対策国イニシアティブ支援信託基金と I MO ジブチ行動規範信託基金の重要な貢献を歓迎した国家および海賊により影響を受けた非国家部門、最も目立っている国際的な海運業界の双方に対し、これらに拠出することを促す。安保理は、その重要性を認識しつつ、海賊に対する身代金支払いの問題を扱うための選択肢を研究する国際的な海賊身代金タスクフォースの活動にまた留意する。

安全保障理事会は、地域的レベルでの取組の調整が、海賊および海上武装強盗の犯罪的活動の予防と粉砕を可能にするため、その脅威に対抗する包括的な戦略の策定のために必要であることを強調し、また海賊および海上武装強盗並びにそれに結びついた違法な活動に対処するための措置を行っている加盟国を援助する国および地域的な取組を支援する包括的な戦略の一部として国際的な援助の必要性にもまた留意する。

安全保障理事会は、海上において捕らえられた容疑者ばかりでなく、違法に計画し、組織し、助長し若しくは資金提供しそしてそのような攻撃から利益を得た海賊に関係した犯罪ネットワークの主要な人物を含む、海賊活動を教唆し又は国際的に助長した者はだれでも、捜査しそして起訴する緊急の必要性をくり返し表明する。

安全保障理事会は、加盟国に対し、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に対する戦いにおいて互いに協力し続けることを奨励し、ソマリア沿岸沖の海賊および海上武装強盗に対する戦いにおけるソマリア当局の主要な責任を強調し、そしてソマリア当局に対し、事務総長および関連する国連機関の援助を得て、更なる遅滞なしに海賊対処法一式を通過させ、また海洋法に関する国連条約に従って排他的経済水域を宣言することを要請する。

安全保障理事会は、海賊を制圧しソマリア沿岸沖の海域を通過している脆弱な船舶を保護する、EU のアトランタ作戦、北大西洋条約機構の保護同盟作戦および NATO 加盟国により指揮された大洋の楯作戦、デンマーク、ニュージーランド、パキスタン、大韓民国、シンガポール、トルコ、タイおよび合衆国により指揮された連合海上部隊の第 151 連合任務部隊そしてソマリア当局および互いに協力して各自の能力で行動しているその他の国家の取組を賞賛し、また事務総長報告書 (S/2012/783) で述べられているように、同地域に船舶および／または航空機を展開してきている、中国、インド、日本、マレーシア、大韓民国およびロシア連邦を含む、加盟国の取組を多とする。

安全保障理事会は、ギニア湾における海上の安全を高めるため、諸国および中央アフリカ諸国経済共同体 (ECCAS)、西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS)、ギニア湾委員会 (GGC) および中西部アフリカ海事機構 (MOWCA) を含む地域的機関により既に取られてきた活動を歓迎する。

安全保障理事会は、ギニア湾地域の諸国の取組も多とし、また国際的な協力者に対し、適用可能な法

に従った地域的パトロールと作戦を実施する海上能力を含む、同地域の海賊および海上武装強盗に対抗する能力を高めるため、諸国および地域的機構に対し援助を提供することを奨励する。

安全保障理事会は、海賊に対する戦いの異なった面における国際的な取組を調整するソマリア沖海賊対策コンタクト・グループ（CGPCS）の継続的取組を賞賛する。

安全保障理事会は、適用可能な国際人権法に従って疑われている者を起訴しまた有罪とされた海賊を投獄するためのソマリア、ケニヤ、セイシェルズ共和国および同地域の他の諸国における司法および矯正制度の能力を高めるために、CGPCS と調整した、国際連合薬物犯罪事務所および UNDP を通じてまた他の国際機構や資金提供者を通して国際連合により提供された援助を多しまた国際的な取組の有効性を改善するため、国連機関、基金および計画の活動を含む、国際連合の活動の調整を奨励する。

安全保障理事会は、船舶に対する海賊および武装強盗の問題の範囲に関するそして武装強盗の場合には沿岸国に対する被害船舶による正確な情報を可能にするため事件の迅速な報告の重要性を強調し、船舶に対する海賊および武装強盗の事件により潜在的に影響を受けた国家との効果的且つ時宜を得た情報共有の重要性を強調し、そしてこれに関連して国際海事機関の重要な役割に留意する。

安全保障理事会は、船舶に対する海賊および武装強盗の罪の捜査を支援する指針、危険が高い地区における船舶に乗船した民間警備要員（PCASP）の使用に関する船舶所有者、船舶運航者および船長に対する改正暫定指針並びに危険が高い地区における船舶に乗船した PCASP の使用に関する旗国、入港国および沿岸国のための改正暫定勧告の国際海事機関による採択に留意し、また旗国および入港国に対し、国際海事機関および国際標準化機構を通じたものを含む、協議過程を通じた船舶に乗船した PCASP の展開のための規則を含む、船に搭載された安全措施の開発を更に考慮することを奨励する。

安全保障理事会は、保険および海事産業により定められ且つ定義された危険が高い地区に留意しつつ、実際の海賊事件を考慮して客観的且つ率直な基準に基づく危険が高い地区の境界線を再検討する必要性についての幾つかの加盟国の要請に留意する。

安全保障理事会は、国際海事機関、国際連合薬物犯罪事務所および海事海洋法局との間の海賊に関する国内法の収集に関する現行の協力に留意し、自国法をまだ提供していない国に提供するよう奨励し、

また事務局により受領された国内法の複写が国際連合のウェブサイトに掲載されてきたことに留意する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、地域的機関を含む関連する利害関係者の活動を考慮しつつ、海賊および海上武装強盗並びに関連した人質を取る問題と闘う国際的な取組を前に進める可能な方法について、なんらかの新しい情報や見解を含む、この議長声明の履行に関する情報を安保理に対する事務総長の関連報告に含めることを要請する。